

非核の政府を 求める大阪の会

非核の政府を求める大阪の会 豊島 達哉
〒542-0012 大阪市中央区谷町 7-3-4 (新谷町第3ビル 210号)
TEL.06(6765)3032 FAX.06(6765)3033
URL・http://homepage3.nifty.com/hikakuosaka/
発行 hikakuosaka@hotmail.com
hikaku-osaka1986@nifty.com

第171号 2016年1月1日

ニュース

政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることの

なはうにすることを決意

平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、

われらの安全と生存を保持しようと決意

【憲法前文】

二〇一六年
年頭 あいさつ

・代表代行 中西裕人

昨年、パリで多数の死傷者を出すテロがありました。

非人道の所為に怒りを覚えるとともに、心から犠牲者を悼むものです。

しかし、現場に供花する市民の姿等を連日放映するTV報道を見ていて、ふと違和感を覚えました。アフガンやイラクで殺傷された

数万の無辜の民間人について、かくも丁寧な報道がなされたのだろうか、ということです。

欧米での犠牲性については、身内がやられたと同様に感じるのが、その感性なのでしょう。もしそうだとしたら、肌寒いものを感じます。

二〇〇一年九月のニューヨークでのテロ以来、米国とその同盟国は、テロの撲滅を唱え、アフガン、イラクと武力行使を拡大して来ましたが、民間人に対するテロは、減るどころか拡大する一方でした。



武力の行使がテロを無くすために全く役に立たないことは、余すところなく証明されて来まじか、新たなテロリスト

を拡大再生産するだけのことであることが如実に証明されたのです。

テロの原因として、貧困を挙げる人は多いですが、植民地時代からの欧米各国による武力行使に触れる論は、十分ではないようです。フランスでは、非常事態宣言がしかれ、さらにそれが延長され、外国からの移民に反対する政党が勢力を伸ばしています。

テロに対処するためには、人権の制限のやむなしという論調が、日本でも跋扈しています。昨年、安全保障法案という戦争法案を強行採決した日本政府は、パリでのテロとこれに対する武力行使の拡大に乗じて、これに軍事的参加を図る動きが出た心配が深刻です。

たとえそれが「後方支援」であっても、中東地域での殺戮の共犯に違いはなく、我が国はテロの対象リストに書き加えられることになるでしょう。

国民の生命身体を護るべき政府のするべきことではありません。

圧倒的多数の学者が違憲と断じ、過半数の国民が反対した戦争法を廃止する取り組みは、早くも現実課題の様相を呈してきています。

二〇一六年は、平和の国ニッポンと、その背骨である平和憲法を護る年になります。そして、これを貫くことが、世界の平和を樹立する道であることを確信します。

昨年、私たちは、中川代表の逝去という不幸に見舞われましたが、誇りをもってご冥福をお祈りできるよう、会の活動を強化したいと思います。

今年一年も、よろしくお願いたします。

【非核五項目】

- ① 全人類共通の緊急課題として核戦争阻止、核兵器廃絶の実現を求める。
- ② 国是とされる非核三原則を厳守する。
- ③ 日本の核戦場化へのすべての措置を防止する。
- ④ 国家補償による被爆者援護法を制定する。
- ⑤ 原水爆禁止世界大会の、これまでの合意にもとづいて国際連帯を強化する。

大阪高裁判決 について

ノーモアヒバクシャ訴訟一〇月二十九日

一、二〇一五年一月二十九日、大阪高等裁判所第六民事部でノーモアヒバクシャ訴訟の判決がされました。この裁判は、大阪地裁において被爆者原告全員が勝訴した判決に対して、国が原告一人(Tさん)だけについて控訴したものでした。大阪高裁は地裁判決を取消しTさんの請求を棄却するという不当判決でした。

二、原爆症認定却下処分取消訴訟には、松谷訴訟という最高裁判例があります。この判決は、被爆者援護法の精神を尊重し、原爆症を訴える被爆者原告の主張については事実上の立証責任を軽減する解釈を行った点が大きな特徴でした。最高裁判決後に、集団訴訟・ノーモアヒバクシャ訴訟が全国で提起され、

幾多の裁判が行われてきました。松谷訴訟最高裁判決の判決内容を受けて、あまりに厳格な立証責任を被爆者原告に課することを避けて、早期の被爆者救済を行うようにする司法判断がされ、裁判所において同種事件についての確立した考え方も評価できる状態となっていたのです。

ところが今回の大阪高裁判決は、今まで集積されてきた司法判断について、総論的部分ではこれを引き継ぐような記載が続いていながら、Tさんの被爆状況や、Tさんの疾病の放射線起因性では、一点の曇りもないほどに被爆者原告側が証明をしない限り認めないという態度の判決であり、今までの司法判断や最高裁判決を根本から歪めたものでした。

同日日に東京地裁で言い渡しがなされたノーモアヒバクシャ東京訴訟の判決は今までの司法判断を正しく継承



して、原告全員勝訴という結果であったことと対照的な判決だったと言えます。

三、最高裁判例及び今までの司法判断の到達点を踏みにじる判決被爆者援護法の趣旨を理解しない判決、唯一の原爆被爆国の裁判所でありながら被爆者に対する何らの思いも持たぬ冷淡な判決を原告も弁護団も決して放置することはできません。従前の最高裁判例に反するこの判決を正すことを最高裁自身に求め、上告を行いました。

私たち弁護団はTさんの訴訟のみならず、後に続くノーモアヒバクシャ訴訟においても今後とも奮闘していく所存です。今までも



恩ぶ会

中川益夫先生を
に参加して

昨年十二月六日、熊取町の煉瓦館コウトンホールにおいて、地元・大学・非核平和の関係者の呼びかけで、当会代表世話人の中川益夫氏の「恩ぶ会」が催されました。中川代

ありがとうございました

意見広告ポスター完成しました



被爆70年の節目の今年、NPT再検討会議の結果を受けて、核兵器禁止条約の交渉開始を実現させるために、そして「戦争する国」にさせないため作成したこのポスターが、「核兵器のない世界を」への流れを一層加速させ、草の根の共同と行動で、非核の日本の実現に向けて役立つことを願っています。

表の人柄と信念をあらわすエピソードが吊辞を述べられる人たちが語られます。

大学の仲間からは学内に保育所(アトム保育所との名前)づくりの際の苦労とその先頭にたたれた人柄、地元の文学サークルの女性からは手術後の療養が必要なのに講座を欠かさず主宰されていた姿を、また地元の「六・九行動」にも継続は力として二人だけでも取り組まれ、学生さんには化学の「周期表」を渡して学習の大切さも訴えていた活動ぶりを、大阪原水協顧問の篠浦一朗氏からは学者であるとともに階級的な活動家でもある一面を、そして当会を代表して

豊島達哉弁護士が被爆者支援の裁判闘争での中川氏の様子を語られました。どなたのお話にも共通するのは、中川代表の頑固なまでの筋を通される信念と包容力のある豊かな人間性を示すエピソードでした。お話の合間に中川先生の好きな音楽(チェロなどの演奏)が会場をつつみました。最後に夫人の靖子氏から結婚に至るまでのご苦労や子供たちやお孫さんとの穏やかな生活ぶり、そして頑固なまで自分を貫いて生きてこられた夫を愛しみ、そして急死された無念の言葉とともに参加者への謝辞を述べられて「恩ぶ会」は閉会しました。

【隠されていた真実…
秘密保護法
シリーズ①】

パロマルスへの 水爆落下 の後処理と 核兵器事故

五〇年前（一九六六年）の一月十七日、地中海上空を飛行中の米爆撃機B29が空中給油機と衝突、墜落し、搭載していた水爆四個がスペイン南部の漁村パロマルスに落下（三個が地上に、一個は海中に）。地上に落下した二個は起爆用火薬の爆発でプルトニウムが飛散し、周辺地域を汚染した（海に落下した一個は後に回収された）。米軍は汚染土の一部を回収し持ち帰ったが、スペイン政府は汚染地域を買収し、鉄柵フェンスで封鎖。汚染土除去費用と汚染土の引き取りを米政府に求めた。



事故から半世紀たった昨年十月、両国政府は汚染土壌処理についての覚書に署名し、土壌を米国内に運搬することとなった（二〇一五年十月二十一日付「しんぶん赤旗」）。

世界の核兵器事故は枚挙にいとまがないほど多数あるが、いくつかを挙げてみる。一九六八年一月二十一日、デンマーク領グリーンランドのチュール空軍基地西方での水爆搭載機墜落と放射能汚染事故や、一九六五年十二月五日、鹿児島県喜界島の南東一五〇キロを航行中の空母タイコンデロガで水爆搭載戦闘機A-4Eがエレベーターから海中に転落、水深五〇〇メートルに爆弾、乗員とも回収を

断念したこと、などはかなり知られている。また、ロシア北方艦隊の原子力潜水艦「クルスク」が核兵器を搭載したままバレンツ海で沈没、乗員一八人とともに引き上げられていないことは映画にもなった。米国内では毎年、核兵器事故が多数発生していることが報道されている。米ソ全面戦争の瀬戸際にあった冷戦下ではミサイル部隊でも一触即発の危機にあったことを毎日新聞（二〇一五年三月十五日付）がスクープした。米国の施政権下、本土復帰前の沖縄には大量の核兵器が貯蔵・配備され、

アジア太平洋地域で「最大の核弾薬庫」の役割を担われた。射程二二〇〇キロ超の核巡航ミサイル「メースB」は、読谷村など四か所の発射基地に配備計三二基のミサイルがソ連極東や中国を射程に収めた。一九六二年キューバ危機の際の十月二十八日、読谷村の発射基地に発射命令が届いた。標的情報に疑問を持った現場指揮官の判断で発射が回避されたが、沖縄と日本の運命にかかわる重大事態であった。沖縄返還後は、メースBをはじめ地上配備の沖縄の核兵器は順次撤去されているが、日本に寄港する米艦船や航空機積載のミサイルや魚雷などの弾頭は、核、非核両用の仕様でいつでも使用できる状況にある。米、露など九か国が保有する一万六千発の核兵器（SIPRI年鑑二〇一四年版）は、保有だけでも重大事故発生の危機的状況にあり、一発でも使用すれば破

滅的な結果をもたらすことを世界は知っている。「全面禁止条約の締結」「日本を戦争する国にするな」を高く掲げ、その実現に向かつて前進したい。

新年 謹賀

第30回 年次総会

二月二〇日（土）午後
大阪府立社会福祉会館
（谷町七丁目）

記念講演
中西裕人 弁護士
（仮題）「被爆国からの訴えー核軍縮義務を果たせと国際司法裁判所に提訴」

大阪母親大会連絡会
委員長 松永 律

千五四三・〇〇二一
大阪市天王寺区東高津町七一七〇三
TEL〇六（六七六八）八九四六
FAX〇六（六七六八）八九四七

核兵器禁止条約の締結を
原水爆禁止大阪府協議会
理事長 岩田 幸雄
〒542-0012 大阪市中央区谷町七一三三四
新谷町第三ビル二二〇号
TEL〇六（六七六五）二五五二

日本共産党大阪府会議員団
〒五三〇・八二〇一
大阪市北区中之島一三二二〇
大阪府役所内
TEL〇六（六二〇八）八六四〇
<http://www.jcp-osakafu.jp/>

大阪府立高等学校教職員組合（府高教）
執行委員長 志摩 毅
〒五四三・〇〇二一
大阪市天王寺区東高津町七一七
大阪府教育会館内七〇七号室
TEL〇六（六七六八）二二〇六



<p>弁護士法人 阪南合同法律事務所 〒五九六・〇〇五三 岸和田市沼町一三番二一(双陽社ビル) TEL〇七二(四三八) 七七三四 FAX〇七二(四三八) 三六四四</p>	<p>堺総合法律事務所 〒五九〇・〇〇四八 堺市堺区一条通二〇番五号 銀泉堺東ビル六階 TEL〇七二(二二二) 〇〇一六 FAX〇七二(二二二) 七〇三六</p>	<p>大阪中央法律事務所 〒五四〇・〇〇三三 大阪府中央区石町一丁目一番七号 永田ビル四階 TEL〇六(六九四二) 七八六〇 FAX〇六(六九四二) 七八六五</p>	<p>京橋共同法律事務所 〒五三四・〇〇二四 大阪府都島区東野田町二丁目三番二四号 第五京橋ビル六階 TEL〇六(六三五六) 一五九一代表 FAX〇六(六三五二) 五四二九</p>	<p>北大阪総合法律事務所 〒五三〇・〇〇四七 大阪府北区西天満五―一六一三 西天満ファイブビル四階 TEL〇六(六三六五) 一一三二(代表) FAX〇六(六三六五) 一二五六</p>	<p>関西合同法律事務所 〒五三〇・〇〇四七 大阪府北区西天満四―四―一三 三共ビル梅新 五階 TEL〇六(六三六五) 八八九一代表 FAX〇六(六三六五) 五二二三</p>
<p>きづがわ共同法律事務所 〒五五六・〇〇一一 大阪府浪速区難波中一丁目十番四号 南海野村ビル五階 TEL〇六(六六三三) 七六二一 FAX〇六(六六三三) 〇四九四 http://www.kizugawa-law.jp/</p>	<p>南大阪法律事務所 〒五四三・〇〇五五 大阪府天王寺区悲田院町八一―二六 天王寺センターハイツ三階 TEL〇六(六七七三) 六九二二 天王寺駅ビル北口より徒歩三分</p>	<p>福祉は平和であってこそ 社会福祉法人 大阪福祉事業財団 〒五三六・〇〇〇一 大阪府城東区古市一―二〇―八二 TEL〇六(六九三二) 〇〇九八</p>	<p>くらしに笑顔お届けします 大阪いずみ市民生活協同組合 〒五九〇・〇〇七五 堺市堺区南花田口町二―一―一五 TEL(〇七二) 二二三・三一一</p>	<p>笑顔ひろがる豊かなくらし 大阪よどがわ市民生活協同組合 理事長 前川 光 治 〒五六四・〇〇一五 吹田市幸町四―一 電話 〇六(六三一九) 五六一九</p>	<p>豊かな暮らしと健康、安全・安心をお届けします 生活協同組合おさかパルコープ 〒五三四・〇〇二四 大阪府都島区東野田町一―五―二六 TEL〇六(六二四二) 〇九〇四 FAX〇六(六二四二) 〇九二六</p>
<p>保険で良い歯科医療の実現求める 大阪府歯科保険医協会 理事長 小澤 力 〒556-0021 大阪府浪速区幸町一―二―三三 TEL〇六(六五六八) 七七三二 FAX〇六(六五六八) 〇五六四</p>	<p>大阪府保険医協会 理事長 高本 英 司 〒五五六・〇〇二一 大阪府浪速区幸町一―二―三三 TEL〇六(六五六八) 七七二二 FAX〇六(六五六八) 二三八九</p>	<p>大阪民主医療機関連合会 会長 向井 明 彦 〒五四一・〇〇五四 大阪府中央区南本町二丁目一番八号 (創建本町ビル2F) TEL〇六(六二六八) 三九七〇</p>	<p>社会医療法人 同仁会 理事長 斉藤 和 則 堺市堺区老松町二―五八の一 TEL〇七二(二四四) 七二六〇</p>	<p>大阪医療事業協同組合 理事長 平林 邦 昭 〒五四一・〇〇五三 大阪府中央区本町一丁目五番六号 TEL〇六(六二六二) 一三〇二 FAX〇六(六二六二) 一三〇三</p>	<p>日本民主青年同盟大阪府委員会 〒五四二・〇〇一六 大阪府天王寺区餌差町九―六 土屋ビル一階 TEL〇六(四三〇三) 三八二二 FAX〇六(四三〇三) 三八二六</p>
<p>進歩と革新をめざす大阪の会 大阪革新懇 〒五三〇・〇〇四一 大阪府北区天神橋一―三―一五 大阪グリーン会馆 TEL〇六(六三三七) 五三〇二 FAX〇六(六三三七) 九四一〇</p>	<p>大阪商工団体連合会 会長 藤川 隆 広 〒五四〇・〇〇〇四 大阪府中央区玉造二―二八―四 TEL〇六(六七六八) 三〇六五</p>	<p>全大阪労働組合総連合 議長 川 辺 和 宏 〒五三〇・〇〇三四 大阪府北区錦町二番二号 国労大阪会館内 TEL〇六(六三三三) 六四二一 FAX〇六(六三三三) 六四二〇</p>	<p>全日本港湾労働組合 関西地方阪神支部 執行委員長 藤本 弘 和 大阪府港区築港一丁目十二番二七号</p>	<p>大阪自治労連 羽曳野市職員労働組合 執行委員長 片上 吉 彦 〒五八三・〇八五七 羽曳野市誉田四丁目一番一号 TEL〇七二(九五六) 六四六六 FAX〇七二(九五六) 四九三二</p>	<p>大阪市立高等学校教職員組合 執行委員長 辻本 正 純 〒五四〇・〇〇〇六 大阪府中央区法円坂一―一―三五 アネックス・パル法円坂2F TEL 〇六(六九四七) 一一〇一</p>